

山口市介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 訪問介護相当サービス

第1節 基本方針（第6条）

第2節 人員に関する基準（第7条・第8条）

第3節 設備に関する基準（第9条）

第4節 運営に関する基準（第10条—第41条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第42条—第44条）

第3章 指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）

第1節 基本方針（第45条）

第2節 人員、設備に関する基準（第46条・第47条）

第3節 運営に関する基準（第48条—第51条）

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第52条—第54条）

第4章 一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）

第1節 基本方針（第55条）

第2節 人員、設備に関する基準（第56条・第57条）

第3節 設備に関する基準（第58条）

第4節 運営に関する基準（第59条—第63条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第64条—第66条）

第5章 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第68条）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第69条—第71条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（以下「第一号訪問事業」という。）の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一号事業者 法第115条の45第1項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。
- (2) 指定事業者 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 指定第一号事業 指定事業者の当該指定に係る第一号事業を行う事業所により行わ

れる第一号事業をいう。

- (4) 訪問介護相当サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に係る基準により実施されるものをいう。
- (5) 指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①） 第一号訪問事業のうち、第3章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (6) 一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②） 第一号訪問事業のうち、第4章に定める緩和した基準により実施されるものをいう。
- (7) 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC） 第一号訪問事業のうち、第5章に定める基準によって実施される短期集中予防サービスをいう。
- (8) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業支給費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。
- (9) 第一号事業支給費用基準額 山口市介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準により算出した額をいう。
- (10) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合における当該第一号事業支給費に係る指定第一号事業をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（第一号事業の一般原則）

第3条 第一号事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って第一号事業の提供に努めなければならない。

2 第一号事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、他の第一号事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（市外の事業所に係る指定の基準）

第4条 法第115条の45の5第1項の申請に係る事業所が山口市の区域の外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の訪問介護相当サービスを実施する事業者として指定を受けているときは、この要綱に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（たすけあいの生活支援サービスの人員、設備及び運営の基準）

第5条 山口市介護予防・生活支援総合事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第2項第1号ア（エ）たすけあいの生活支援サービス（訪問型サービスB）の人員、設備及び運営の基準については、別に定める。

## 第2章 訪問介護相当サービス

### 第1節 基本方針

(基本方針)

第6条 指定第一号事業に該当する訪問介護相当サービス（以下「指定訪問介護相当サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態又は法施行規則第140条の62の4第2項に規定する基準に該当する心身の状態（以下「基準該当状態」という。）の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の配置の基準)

第7条 指定訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「指定訪問介護相当サービス事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護相当サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定予防訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は旧法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者をいう。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、利用者の数が40を超えるときは、サービス提供責任者の員数の算定について常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定訪問介護相当サービス事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（平成24年3月13日厚生労働省告示第118号、一部改正；平成25年3月22日厚生労働省告示第62号に規定する者をいう。）であつて、専ら指定訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定密着型サービス基準」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型

訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

- 5 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(管理者)

第8条 指定訪問介護相当サービス事業者は、各指定訪問介護相当サービス事業所において、指定予防訪問介護相当サービス事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

- 2 管理者は、専ら当該指定訪問介護相当サービス事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

#### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第9条 指定訪問介護相当サービス事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合であるときは、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

#### 第4節 運営に関する基準

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第10条 管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。
- 3 サービス提供責任者（サービス内容の管理について必要な業務等を行う者であって、第7条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、第42条に規定する業務のほか次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整を行うこと。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等、介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者」という。）等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を行うこと。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を行うこと。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を行うこと。

(運営規程)

第11条 指定訪問介護相当サービス事業者は、各指定訪問介護相当サービス事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域（当該指定訪問介護相当サービス事業所が通常時に指定訪問介護相当サービスを提供する地域をいう。第16条及び第26条において同じ。）
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第12条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの事業の運営にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第13条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問介護相当サービスを提供することができるよう、各指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等の勤務体制を定めなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、各指定訪問介護相当サービス事業所において、当該指定訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護相当サービスを提供しなければならない。
- 3 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第14条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護相当サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織（指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該利用申込者又は

その家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護相当サービス事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて第1項に規定する重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(第2項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は第4項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項後段の同意を得た指定訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第15条 指定訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく、指定訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、他の指定訪問介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第17条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始

に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無又は基準該当状態の有無及び要支援認定の有効期間を確認しなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護相当サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定又は事業基準該当状態の申請に係る援助)

第18条 指定訪問介護相当サービス事業者は、要支援認定又は基準該当状態の申請をしていないことにより要支援認定又は基準該当状態を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、速やかに要支援認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第19条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供にあたっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第20条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供にあたっては、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第一号事業支給費の受給の援助)

第21条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第140条の62の4のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画(法第115条の45第1項ニの規定による第一号介護予防支援事業を行う者が作成するケアプランをいう。以下、「介護予防ケアマネジメント計画」という。)の作成を介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に依頼する旨の市への届出等により、第一号事業支給費の受給が可能となる旨の説明、介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に関する情報の提供その他の第一号事業支給費の受給のための必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に沿ったサービスの提供)

第22条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)又は介護予防ケアマネジメ

ント計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第23条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第24条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第25条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、当該指定訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該指定訪問介護相当サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第26条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護相当サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費用基準額から当該指定訪問介護相当サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護相当サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護相当サービスを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(第一号支給事業費の請求のための証明書の交付)

第27条 指定訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(家族等に対するサービス提供の禁止)

第28条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

2 前項のほか指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その配偶者又は3親等内の親族である利用者に対し指定訪問介護相当サービスの提供をさせないよう、努めなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第29条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態又は基準該当状態の程度を増進させ、若しくは要介護になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって第一号支給事業費の支給を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第30条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第31条 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第32条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第33条 指定訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第34条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービス事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護支援事業者又は第一号介護予防支援事業者若しくはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第36条 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスについて、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市が求めたときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携)

第37条 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第39条 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該指定訪問介護相当サービスの事業を

廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ届けなければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に指定訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該指定通所介護相当サービスを受けていた者であつて、当該指定通所介護相当サービス事業の廃止又は休止の日の以後においても、引き続き当該指定通所介護相当サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な指定通所介護相当サービス等が継続的に提供されるよう、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は第一号介護予防支援事業者、他の指定通所介護相当サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(会計の区分)

第40条 指定訪問介護相当サービス事業者は、各指定訪問介護相当サービス事業所において経理を区分するとともに、指定訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第41条 指定予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護相当サービス計画
- (2) 第25条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録
- (3) 第29条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第36条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第38条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第42条 指定訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、提供する指定訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定訪問介護相当サービスの提供を行わなければならない。

4 指定訪問介護相当サービス事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定訪問介護相当サービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問介護相当サービス事業者は、指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、

利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(指定訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第43条 指定訪問介護相当サービスの具体的な取扱いは、第6条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための指定訪問介護相当サービスの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した指定訪問介護相当サービス計画（以下この条において「訪問介護相当サービス計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。

(3) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画の作成に当たっては、当該訪問介護相当サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。

(4) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画を作成した際には、当該訪問介護相当サービス計画を利用者に交付すること。

(5) 訪問介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問介護相当サービスの提供方法等について説明を行うこと。

(6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定訪問介護相当サービスの提供を行うこと。

(7) サービス提供責任者は、訪問介護相当サービス計画に基づく指定訪問介護相当サービスの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該訪問介護相当サービス計画に係る利用者の状態、指定訪問介護相当サービスの提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問介護相当サービス計画に記載した指定訪問介護相当サービスの提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該訪問介護相当サービス計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定訪問介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

(9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問介護相当サービス計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する訪問介護相当サービス計

画の変更について準用する。

(指定訪問介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項)

第44条 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防の効果を最大限に高める観点から、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業者の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省第37号）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めるとともに、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮し、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性について考慮しなければならない。

### 第3章 指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）

#### 第1節 基本方針

(基本方針)

第45条 指定第一号事業に該当する指定事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-①）（以下「指定訪問型サービスA-①」という。）の事業は、認知面の低下、うつ、閉じこもり、運動器機能の低下等により専門的な見守りや声かけ等の必要な利用者が、可能な限り居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### 第2節 人員、設備に関する基準

(サービス提供者の配置の基準)

第46条 指定訪問型サービスA-①の事業を行う者（以下「指定訪問型サービスA-①事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型サービスA-①事業所」という。）ごとに置くべきサービス提供者（訪問型サービスの提供に当たる初任者研修修了者又は初任者研修修了者と同等の者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 各指定訪問型サービスA-①事業所において、常勤の従業者のうち利用者の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者とすること。この場合において、利用者の数が40を超えるときは、サービス提供責任者の員数の算定について常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均数を用いるものとする。ただし、新規に指定訪問型サービスA-①事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問型サービスA-①に従事するものをもって充てなければならない。

(準用)

第47条 第8条及び第9条の規定は、指定訪問型サービスA-①の事業について準用する。この場合において、第9条第2項中「指定訪問介護事業者」とあるのは、「指定訪問

介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者」と、同項中「指定訪問介護の事業とが同一の事業所」とあるのは、「指定訪問介護の事業又は指定訪問介護相当事業とが同一の事業所」と、同項中「指定居宅サービス等基準第7条第1項」とあるのは、「指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を、当該指定訪問介護相当サービス事業であるときは第7条第2項」と読み替えるものとする。

### 第3節 運営に関する基準

(生活支援等の総合的な提供)

第48条 指定訪問型サービスA-①事業者は、指定訪問型サービスA-①の事業の運営にあたっては、調理、洗濯、掃除等の家事等の身体介護を伴わない生活支援サービス（以下この条において「生活支援等」という。）を総合的に提供するものとし、生活支援等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(サービスの提供の記録)

第49条 指定訪問型サービスA-①事業者は、指定訪問型サービスA-①を提供した際には、当該指定訪問型サービスA-①の提供日及び内容、当該指定訪問型サービスA-①について法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型サービスA-①事業者は、指定訪問型サービスA-①を提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。

(記録の整備)

第50条 指定訪問型サービスA-①事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定訪問型サービスA-①事業者は、利用者に対する指定訪問型サービスA-①の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型サービスA-①計画
- (2) 第49条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録
- (3) 第51条において準用する市への通知に係る記録
- (4) 第51条において準用する苦情の内容等の記録
- (5) 第51条において準用する事故の状況及び処置についての記録

(準用)

第51条 第10条から第24条まで及び第26条から第40条までの規定は、指定訪問型サービスA-①の事業について準用する。この場合において、第10条第3項、第13条、第14条、第24条、第28条、第30条から第32条中「訪問介護員等」とあるのは、「サービス提供者」と読み替えるものとする。

#### 第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

##### (指定訪問型サービスA-①の基本取扱方針)

第52条 指定訪問型サービスA-①は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問型サービスA-①事業者は、提供する指定訪問型サービスA-①の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 指定訪問型サービスA-①事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定訪問型サービスA-①の提供を行わなければならない。
- 4 指定訪問型サービスA-①事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定訪問型サービスA-①の提供に努めなければならない。
- 5 指定訪問型サービスA-①事業者は、指定訪問型サービスA-①の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

##### (指定訪問型サービスA-①の具体的取扱方針)

第53条 指定訪問型サービスA-①の具体的な取扱いは、第45条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定訪問型サービスA-①の目標、当該目標を達成するための指定訪問型サービスA-①の具体的な内容等を記載した指定訪問型サービスA-①計画（以下この条において「訪問型サービスA-①計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。
- (3) サービス提供責任者は、訪問型サービスA-①計画の作成に当たっては、当該訪問型サービスA-①計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型サービスA-①計画を作成した際には、当該訪問型サービスA-①計画を利用者に交付すること。
- (5) 訪問型サービスA-①計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、指定訪問型サービスA-①の提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定訪問型サービスA-①の提供を行うこと。
- (7) サービス提供責任者は、訪問型サービスA-①計画に基づく指定訪問型サービスA-①の提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該訪問型サービスA-①計画に係る利用者の状態、指定訪問型サービスA-①の提供状況等について、介護予防

サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービスA-①計画に記載した指定訪問型サービスA-①の提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも1回、当該訪問型サービスA-①計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) サービス提供責任者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該指定訪問型サービスA-①の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

(9) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA-①計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する訪問型サービスA-①計画の変更について準用する。

(準用)

第54条 第44条の規定は、指定訪問型サービスA-①の事業について準用する。

#### 第4章 一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）

##### 第1節 基本方針

(基本方針)

第55条 一般事業者訪問型サービス（訪問型サービスA-②）（以下「訪問型サービスA-②」という。）の事業は、運動器機能の低下等がみられる利用者が、可能な限り居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、買い物、掃除その他の簡易な生活支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(サービス提供者の配置の基準)

第56条 訪問型サービスA-②の事業を行う者（以下「訪問型サービスA-②事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスA-②事業所」という。）ごとに置くべきサービス提供者（訪問型サービスの提供に当たる各事業所が定める研修修了者をいう。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

(準用)

第57条 第8条の規定は、訪問型サービスA-②の事業について準用する。

##### 第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第58条 訪問型サービスA-②事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、訪問型サービスA-②の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

##### (管理者の責務)

第59条 管理者は、当該訪問型サービスA-②事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、当該訪問型サービスA-②事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

##### (サービスの提供の記録)

第60条 訪問型サービスA-②事業者は、訪問型サービスA-②を提供した際には、当該訪問型サービスA-②の提供日及び内容、当該訪問型サービスA-②に係る費用の額その他必要な事項を、当該利用者に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスA-②事業者は、訪問型サービスA-②を提供した際には、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、当該記録の写しの交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者へ提供しなければならない。

##### (利用料の受領)

第61条 訪問型サービスA-②事業者は、訪問型サービスA-②を提供した際には、利用者から利用料として実施要綱第13条に規定する額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービスA-②事業者は、前項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問型サービスA-②を行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

3 訪問型サービスA-②事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

##### (記録の整備)

第62条 訪問型サービスA-②事業者は、サービス提供者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 訪問型サービスA-②事業者は、利用者に対する訪問型サービスA-②の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問型サービスA-②計画

(2) 第60条第2項に規定する提供したサービスの内容等の記録

(3) 第63条において準用する市への通知に係る記録

(4) 第63条において準用する苦情の内容等の記録

(5) 第63条において準用する事故の状況及び処置についての記録

##### (準用)

第63条 第11条、第13条から第24条まで及び第26条から第40条までの規定は、訪問型サービスA-②の事業について準用する。この場合において、第13条、第14条、第24条、第28条、第30条から第32条中「訪問介護員等」とあるのは、「サー

ビス提供者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(訪問型サービスA-②の基本取扱方針)

第64条 訪問型サービスA-②は、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 訪問型サービスA-②事業者は、提供する訪問型サービスA-②の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービスA-②事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として訪問型サービスA-②の提供を行わなければならない。
- 4 訪問型サービスA-②事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による訪問型サービスA-②の提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービスA-②事業者は、訪問型サービスA-②の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

(訪問型サービスA-②の具体的取扱方針)

第65条 指定訪問型サービスA-②の具体的な取扱いは、第55条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) 管理者は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、訪問型サービスA-②の目標、当該目標を達成するための訪問型サービスA-②の具体的な内容等を記載した訪問型サービスA-②計画（以下この条において「訪問型サービスA-②計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 管理者は、訪問型サービスA-②計画の作成に当たっては、当該訪問型サービスA-②計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 管理者は、訪問型サービスA-②計画を作成した際には、当該訪問型サービスA-②計画を利用者に交付すること。
- (5) 訪問型サービスA-②計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者又はその家族に対し、訪問型サービスA-②の提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって訪問型サービスA-②の提供を行うこと。
- (7) 管理者は、訪問型サービスA-②計画に基づく訪問型サービスA-②の提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、訪問型サービスA-②計画に係る利用者の状態、訪問型サービスA-②の提供状況等について、介護予防サービス計画を作成した介護

予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービスA-②計画に記載した訪問型サービスA-②の提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも1回、当該訪問型サービスA-②計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) 管理者は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該訪問型サービスA-②の提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

(9) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA-②計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する訪問型サービスA-②計画の変更について準用する。（準用）

第66条 第44条の規定は、訪問型サービスA-②の事業について準用する。

## 第5章 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）

### 第1節 基本方針

（基本方針）

第67条 短期集中訪問型サービス（訪問型サービスC）（以下「訪問型サービスC」という。）の事業は、骨折や脳卒中などの原因疾患による医療機関への入院からの退院直後や、生活状況等の変化により身体機能低下が著しく進む可能性の高い利用者が可能な限り居宅において、要支援状態又は基準該当状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・看護専門職やリハビリテーション専門職が訪問による生活環境調整を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 訪問型サービスCは、原則として第1号通所事業である、短期集中通所型サービス（通所型サービスC）（以下「通所型サービスC」という。）と一体的に実施するものとする。

### 第2節 人員、設備及び運営に関する基準

（準用）

第68条 訪問型サービスCの事業を実施できる事業所は、山口市介護予防・日常生活支援事業における第1号通所事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱において定める通所型サービスCの基準を満たしているものとして指定を受けた指定通所型サービスC事業所、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年三月三十一日厚生省令第八十号）の基準を満たしているものとして指定を受けた訪問看護事業所及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年三月三十一日厚生省令第三十七号）第76条及び第77条に定める基準を満たしているものとして指定を受けた訪問リハビリテーション事業所とし、それぞれの人員、設備及び運営に関する基準を準用する。

### 第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

#### (訪問型サービスCの基本取扱方針)

第69条 訪問型サービスCは、利用者の介護予防に資するよう目標を設定し、通所型サービスCと一体で短期集中的に行われなければならない。

- 2 訪問型サービスC事業者は、提供する訪問型サービスCの質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 3 訪問型サービスC事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として訪問型サービスCの提供を行わなければならない。
- 4 訪問型サービスC事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による訪問型サービスCの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービスC事業者は、訪問型サービスCの提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者の主体的な事業への参加を働きかけるよう努めなければならない。

#### (指定訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第70条 訪問型サービスCの具体的な取扱いは、第67条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。
- (2) 医療・看護専門職もしくはリハビリテーション専門職は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、利用者の生活機能を評価し、訪問型サービスCの目標、当該目標を達成するための訪問型サービスCの具体的な内容、提供を行う期間等を記載した訪問型サービスC計画（以下この条において「訪問型サービスC計画」という。）を作成すること。この場合において、既に介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の内容に沿って作成すること。
- (3) 医療・看護専門職もしくはリハビリテーション専門職は、訪問型サービスC計画の作成に当たっては、当該訪問型サービスC計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。
- (4) 医療・看護専門職もしくはリハビリテーション専門職は、訪問型サービスC計画を作成した際には、当該訪問型サービスC計画を利用者に交付すること。
- (5) 訪問型サービスC計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うとともに、利用者の個別性に応じた支援の助言を行い、利用者又はその家族に対し、訪問型サービスCの提供方法等について説明を行うこと。
- (6) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって訪問型サービスCの提供を行うこと。
- (7) 医療・看護専門職もしくはリハビリテーション専門職は、訪問型サービスC計画に基づく訪問型サービスCの提供を開始した時から、少なくとも1月に1回、当該訪問型サービスC計画に係る利用者の状態、指定訪問介護相当サービスの提供状況等につ

いて、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告するとともに、当該訪問型サービスC計画に記載した訪問型サービスCの提供を行う期間が終了する時までに、少なくとも1月に1回、当該訪問型サービスC計画の実施状況の把握（次号及び第9号において「モニタリング」という。）を行うこと。

(8) 医療・看護専門職もしくはリハビリテーション専門職は、モニタリングの結果の記録を行い、当該記録を当該訪問型サービスCの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント計画を作成した第一号介護予防支援事業者に報告すること。

(9) 医療・看護専門職もしくはリハビリテーション専門職は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスC計画の変更を行うこと。

2 前項第1号から第8号までの規定は、同項第9号に規定する訪問介護相当サービス計画の変更について準用する。

(指定訪問介護相当サービスの提供に当たって留意すべき事項)

第71条 第44条の規定は、訪問型サービスCの事業について準用する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。